有効期間が6年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第104496号	鉱さいけい酸質肥料	アサヒ磐植・鉄入りけい酸質肥料	朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地1
生第104501号	液体微量要素複合肥料	ジャットBM	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目2番4号
生第104509号	化成肥料	塩加燐安799	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の7
生第104510号	化成肥料	塩加燐安1099	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の7
生第104512号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料277号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104519号	化成肥料	くみあい尿素入り複合塩加燐安453Fe	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104520号	化成肥料	くみあい尿素鶏ふん燃焼灰入り化成022Rマザー	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104521号	化成肥料	くみあい尿素入り化成500Rマザー	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104522号	化成肥料	くみあい尿素入り化成588Rマザー	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第104525号	配合肥料	ラーゼンエキス	ラサ見楽株式会社	東京都千代田区内神田二丁目6番8号
輸第104502号	被覆窒素肥料	硫黄被覆窒素肥料34号	雲涛有機株式会社	京都府相楽郡和束町大字中小字平田13番地の1
輸第104503号	被覆窒素肥料	硫黄被覆窒素肥料36号	雲涛有機株式会社	京都府相楽郡和束町大字中小字平田13番地の1
輸第104505号	甲殻類質肥料粉末	機械乾燥カニ殻1号	株式会社ヤングフォレスト	東京都中野区東中野五丁目24番12号
輸第104511号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油粕8－3－1	ウィルマージャパン株式会社	東京都中央区銀座二丁目10番8号
輸第104513号	炭酸カルシウム肥料	15.0炭酸苦土石灰	有限会社熊本物産	熊本県八代市旭中央通12番地の1
輸第104514号	魚かす粉末	フィッシュボーン	トライデント・シーフード・アジア・インク日本支社	東京都中央区新富二丁目15番5号RBM築地ビル6階
輸第104515号	消石灰	70.0消石灰	有限会社熊本物産	熊本県八代市旭中央通12番地の1
輸第104528号	配合肥料	ブレンド1号	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
輸第104529号	副産植物質肥料	副産植物質肥料831	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町一丁目7番3号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第九条第一項並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、平成三十年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並びに算定省令第三条の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十九号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十条第一項の規定に基づき、平成三十一年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　富山県富山市隠土字二ツ石割一二二の一、一二二の二、一二三、一二四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　富山県下新川郡朝日町境字三ツ坂一の八（次の図に示す部分に限る。）、字漆平六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）